

補助金等事業概要

補助事業名	令和５年度緊急農業経営安定対策資金保証料補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	令和５年度における猛暑・渇水被害により経営に影響を受けた農業者が、令和５年度緊急農業経営安定対策資金の融資を受け、今後も安定的に経営を持続できるよう、融資実行日から２回目の約定返済日までに支払をした新潟県農業信用基金協会に支払う保証料相当額に対して補助金を交付する。
補助事業者	農業協同組合
補助対象経費	農業者が負担する新潟県農業信用基金協会に支払う保証料（０．１５％）の全額
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	債務保証の対価として支払う保証料を補助
	○少額（５万円以下）補助金の理由 貸付限度額２,０００万円。融資額によって保証料（０．１５％）が５万円以下の少額となる。
補助率等	債務保証の対価として支払う保証料を補助
	○補助率が市単独補助で実質１／２を超える理由 補助対象が信用保証料相当額に対する補助となるため、１／２を超える。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 農業者の負担軽減のために実施するものであり数値目標、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和６年３月６日
見直し時期	令和７年９月３０日
補助終期	令和８年３月３１日
	○終期の設定が３年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 令和５年１０月２日から令和６年３月２９日までに融資を受けた農業者が対象となるもので、新規募集はしない。
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課生産振興係
	（電話番号） ０２５９－６３－５１１７